

特定地域向け音声利用 I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和 6 年 3 月 25 日企営第 155500000294 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p>2 （略） （工事費の割引）</p> <p>3 当社は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間にワイヤレス固定電話の設置又は移転に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）であるものを除きます。）の申込み又は請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、令和 7 年 9 月 30 日までに当社がその契約者回線の設置又は移転の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 1 の 2 に規定する額に代えて 2,000 円（税込価格 2,200 円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。</p> <p>4 （略）</p>	<p>附 則（令和 6 年 3 月 25 日企営第 155500000294 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。</p> <p>2 （略） （工事費の割引）</p> <p>3 当社は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間にワイヤレス固定電話の設置又は移転に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 3,000 円（税込価格 3,300 円）であるものを除きます。）の申込み又は請求があり、当社がその申込み又は請求を承諾した場合であって、令和 8 年 3 月 31 日までに当社がその契約者回線の設置又は移転の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 1 の 2 に規定する額に代えて 2,000 円（税込価格 2,200 円）を適用し、回線終端装置工事費については適用しません。</p> <p>4 （略）</p>
	<p>附 則（令和 6 年 9 月 27 日企営第 155500000455 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 企営第 155500000294 号（令和 6 年 3 月 25 日）の附則第 3 項中「令和 6 年 9 月 30 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 7 年 9 月 30 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改めます。</p>